

庄内広域水道企業団契約に関する規程

令和8年3月16日

企業管理規程第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第14条)
- 第2章 一般競争入札による契約(第15条—第20条)
- 第3章 指名競争入札による契約(第21条・第22条)
- 第4章 随意契約(第23条—第26条)
- 第5章 建設工事の特例(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の契約の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約書の作成及び省略)

第2条 企業団と契約を締結しようとする者は、契約金額、契約の目的及び内容、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書2通を作成し、契約に必要な書類及び契約保証金の必要なものについては、契約保証金の領収書を添えて企業長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)に提出し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

2 契約担当者は、建設工事請負契約、測量等業務委託契約、土木設計等業務委託契約、建築設計業務委託契約、建築工事監理業務委託契約及びこれら以外の業務委託契約について、別に定める約款に基づいて契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、約款により難い場合は、これに準じて契約書を作成することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は契約書を省略することができる。

- (1) 1件100万円を超えない契約(一般競争入札による契約を除く。)
- (2) 競り売りによるとき。
- (3) 物品売払の場合であって、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約担当者が契約書を作成する必要があると認めるとき。

4 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約に必要な事項を記載した請書を

徴するものとする。ただし、1件20万円を超えない契約をするときは省略することができる。

- 5 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく第1項に規定する契約書等を作成しなければならない。

(保証金)

第3条 契約担当者は、競争入札に参加しようとし、又は契約を締結しようとする者に対し、次の保証金を納めさせなければならない。

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の3以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、企業長が定める資格を有する者で、過去2箇年の間に国(公社、公団を含む。以下本条において同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 企業長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国又は地方公共団体と契約を締結したとき。

- 4 第1項に規定する保証金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の7第2項に定めるもののほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 企業長が確実と認める社債
 - (4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関が引き受け、保証し、又は裏書した手形
 - (5) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券
 - (6) 銀行、企業長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下本条において「銀行等」という。)の保証
- 5 国債、地方債並びに前項第1号及び第3号の債券のうち記名式の債券を提供させる場合は、売却承諾書及び白紙委任状を添付させ、同項第5号の定期預金債券を提供させる場合は、当該債券に質権を設定させるとともに、当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者である銀行又は企業長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させ、同項第6号の銀行等の保証を提供させる場合は、当該保証を証する書面を提出させるとともに、当該書面の提出を受けた後遅滞なく、当該保証をした銀行等との間に保証契約を締結しなければならない。
- 6 第1項に規定する保証金の納付に代えて提供させることのできる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額にこれを換算したものとする。
- (1) 国債及び地方債 額面金額に相当する額
 - (2) 第4項第1号及び第3号の債券 市場価格の10分の8に相当する額
 - (3) 第4項第2号の小切手 券面金額に相当する額
 - (4) 第4項第4号の手形 手形金額に相当する額(手形の満期の日が当該手形を提供した日より1箇月以上後の日である場合は、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額に相当する額)
 - (5) 第4項第5号の定期預金債券 債券証書に記載された債券金額に相当する額
 - (6) 第4項第6号の銀行等の保証 保証する金額に相当する金額

(保証金の還付)

第4条 入札保証金は、落札者が定まったときにおいて受領書と引換えに還付する。

- 2 落札者の入札保証金は、前項の規定にかかわらず契約が確定したときに還付する。ただし、これを契約保証金の一部に振り替えることができる。
- 3 契約保証金は、契約履行後これを還付する。

(保証人)

第5条 契約担当者は、契約を締結しようとする者に契約担当者が適当と認める保証人を立てさせることができる。

(前金払)

第6条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の7に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事(当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。)に要する経費については、当該経費の10分の6を超えない範囲内において、前金払(中間前金払を含む。)をすることができる。

(部分払)

第7条 契約金額100万円以上の工事の出来形部分又は物件の既納部分に対し、工事完成前又は物件完納前に代価の一部を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払金額は、工事についてはその出来形部分に対する10分の9、物件の購入についてはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

(契約の解除)

第8条 企業団と契約を締結した者(以下「契約者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約に別段の定めがある場合のほか、契約保証金は、企業団に帰属するものとする。

- (1) 故意又は過怠により期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の締結後自己の都合その他正当な理由なくして契約を辞退したとき。
- (3) 契約締結後その入札に関し不正の行為があったことを発見したとき。
- (4) 無資格者であることが判明したとき。
- (5) 暴力団(庄内広域水道企業団暴力団排除条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)を利用していると認められるときその他暴力団を利すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、又は契約担当者の指揮に従わないとき。

2 契約担当者は、前項の規定によって契約を解除した場合において、契約保証金を免除しているときは、契約金の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。

(契約期間の延長)

第9条 契約者が天災地変その他正当の理由又は契約者の責めに帰すべき理由により履行期間にその義務を完了することができないときは、契約者はその理由を付して直ちに契約担当者に履行期間の延長を求めなければならない。

2 前項の規定により履行期間を延長した場合において、契約者の責めに帰すべき理由によるときは、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1以上の遅滞金を徴収するものとする。

(遅滞金の徴収の日数計算)

第10条 前条の遅延日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

2 工事請負又は物件購入の検査不合格となった場合における手直し、補強又は引換え等のためにする第1回の指定日数についてもまた同じとする。

(引渡し)

第11条 物件購入の場合における目的物の引渡しは、引渡し場所において検査に合格したときをもって完了する。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、全て契約者の負担とする。ただし、企業団が故意又は過失によって生ぜしめた損害については、この限りでない。

(違約金等の相殺)

第12条 契約担当者は、契約者が第8条第2項の規定による違約金及び第9条第2項の規定による遅滞金を納付しないときは、契約者に支払うべき金額からこれを控除することができる。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反すると認められる入札
(入札執行の延期、停止及び中止)

第13条の2 契約担当者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地
変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止
することができる。

(落札通知)

第14条 落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知する。

第2章 一般競争入札による契約

(競争入札の公告)

第15条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、次に
掲げる事項を告示してこれを行うものとする。ただし、急を要するときは、5日以内に限
り短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 入札、開札の日時及び場所
- (5) 入札、契約保証金に関する事項その他入札に関する条件
- (6) 令第167条の6第2項に規定する事項

(入札参加申込み)

第16条 契約担当者は、一般競争入札に加わろうとする者に対し、入札参加申込書を提出
させ、その承認を受けさせておかなければならない。ただし、既に提出したことのある者
又はその必要がないと認めたものは、この限りでない。

(入札執行者)

第17条 契約担当者は、入札の執行に際し、あらかじめ職員のうちから指定した者にその
事務を行わせることができる。

(予定価格)

第18条 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項に関する説明書、仕様書等によっ
て当該事項の予定価格を定めなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により予定価格を定めたときは、当該予定価格を記載した予
定価格調書を作成し、これを封印し開札場所におかなければならない。ただし、次条の規
定により予定価格を入札を執行する前に公表する場合は、この限りでない。

第18条の2 契約担当者は、入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定により定めた予定価格を当該入札を執行する前に公表することができる。

(入札の要領)

第19条 入札は、入札執行者が入札しようとする者に対し、所定の時間内に必要事項を記載の上、記名押印した入札書及び入札保証金の領収書を提出させて行うものとする。

(代理人による入札)

第20条 入札が代理人による場合は、委任状を提出させなければならない。

第3章 指名競争入札による契約

(入札者の指名)

第21条 指名競争入札に付そうとするときは、3人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、契約の内容により当該指名競争入札に参加できる者が3人に達しない場合は、入札者の指名を2人とすることができる。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第15条各号(第2号を除く。)に掲げる事項を、その指名した者に通知しなければならない。

(準用規定)

第22条 第17条から第20条までの規定は、指名競争入札による契約の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約)

第23条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定により随意契約によることができる場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書)

第24条 随意契約によろうとするときは、2人以上の見積書を徴さなければならない。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(予定価格の決定)

第25条 契約担当者は、設計書、仕様書その他参考資料によって予定価格を定めておかななければならない。

(契約決定通知)

第26条 契約を行うことを決定したときは、その旨を決定した相手方に通知しなければならない。

第5章 建設工事の特例

(入札参加者の提出書類)

第27条 建設工事に係る入札に参加しようとする者は、特別の事情がない限り、別に定める要領により、建設工事入札参加資格審査申請書に關係書類を添えて企業長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 契約担当者は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申込みに係る者の信用状況等を調査し、申込みを拒否した場合を除くほか、競争入札参加者名簿に登録しなければならない。

(指名競争入札の指名)

第28条 契約担当者は、建設工事を指名競争入札に付そうとするときは、前条第2項の規定により登録された者で、別に定める資格を有するものうちから3人以上の入札者を指名しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市上下水道事業の契約に関する規程(平成30年上下水道事業管理規程第2号)(水道事業に係る部分に限る。)、酒田市上下水道事

業の契約に関する規程（平成17年酒田市企業管理規程第16号）（水道事業に係る部分に限る。）又は庄内町公営企業会計規程（平成26年庄内町訓令第18号）第97条（水道事業に係る部分に限る。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。